

特集 I

資産所得倍増プランの解説と今後の課題

大和総研金融調査部主任研究員
是枝 俊悟 (これえだ しゅんご)

政府が「資産所得倍増プラン」を策定

2022年11月28日に、内閣官房に設置された新しい資本主義実現会議は、「資産所得倍増プラン」(以下、プランと参照ページを記載)を決定しました。

プランでは政府の当面の目標として、①5年間でNISA総合口座(一般・つみたて)を現在の1,700万から3,400万へ倍増、②5年間でNISA買付累計額を現在の28兆円から56兆円へ倍増させることを掲げました。その後、NISAに限らない「家計による投資額(株式・投資信託・債券等の合計残高)の倍増」(プランp.2)も目指すとし、「これらの目標達成を通じて、中間層を中心とする層の安定的な資産形成を実現するため、長期的な目標としては資産運用収入そのものの倍増も見据えて政策対応を図る」(プランp.2)としました。

プランでは目標を実現するための政策の方向性として、①NISAの抜本的拡充や恒久化、②iDeCo制度の改革、③消費者への中立的なアドバイス提供の仕組み、④雇用者に対する資産形成の強化、⑤金融経済教育の充実、⑥国際金融センターの実現、⑦顧客本位の業務運営の確保の7本柱の取り組みを一体として推進することを表明しました。

このようなプランが設けられた背景には、家計が2022年3月末で2,000兆円超の金融資産を保有しているにもかかわらず、半分以上を預貯金として保有していて、資産所得を得るために十分に活かされていないことがあります。投資環境を整えることを通じて中間層の資産所得を増やすと同時に、家計資産を企業の成長原資とし、その企業価値の向

上を金融資産所得の拡大につなげる「成長と資産所得の好循環」(プランp.1)を実現することが期待されているのです。

プランの目玉としてのNISA抜本的拡充

その後2023年度の税制改正法が成立し、プランの目玉であるNISAの抜本的拡充の2024年からの実施が決定しました。

改正の主なポイントとしては、①制度実施期間・非課税保有期間の無期限化、②年間投資上限の枠拡大と一般・つみたての併用、③生涯保有限度額の設定、④投資対象の制約の4点が挙げられます。

①制度実施期間・非課税保有期間の無期限化により、制度はシンプルで使いやすいものになります。2023年度法改正前まで、一般NISAは2023年まで、つみたてNISAは2042年まで実施予定(投資可能)で、一度購入した商品为非課税で保有できる期間も、一般NISAでは5年間、つみたてNISAでは20年間と有限となっていました。このため、2023年投資分までの「現行NISA」では、40年かけた積立投資プランを実行したくとも将来の制度が見通せず、また、期限切れの度にロールオーバー(非課税期間延長のための手続き)をしなければならないといった使いづらさがありました。

これに対し、2024年投資分からの「新しいNISA」は、制度が恒久化し、非課税保有期間も無期限になります。つまり、新しいNISAで一度購入した投資信託や株式は、いつまでも保有でき、その間の配当・分配金は全て非課税、いつ譲

図表 NISAの制度改正概要

	現行制度（2023年投資分まで）			改正後（2024年投資分～）		
	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA	新しいNISA		
				つみたて投資枠	成長投資枠	
対象者	成年限定		未成年限定	成年限定		
制度間の関係	一般NISAかつみたてNISAのいずれかを選択			つみたて投資枠と成長投資枠のいずれも利用可能に		
投資対象	金融庁に届出された長期投資に向く公募株式投信、ETFのみ	上場株式、公募株式投信、上場REIT、ETF等の全般		金融庁に届出された長期投資に向く公募株式投信、ETFのみ	上場株式、公募株式投信、上場REIT、ETF等の全般（注）	
投資手法	積立投資のみ	自由		積立投資のみ	自由	
制度実施期間（投資可能な期間）	2042年まで ⇒現行制度は「2023年まで」に改正		2023年まで	恒久化		
非課税保有期間	20年間	5年間		無期限化		
非課税枠（投資上限）	年間投資額は上限あり・累計投資額は上限なし （年間投資額×非課税保有期間が実質的な累計投資額上限となる）			年間投資額と累計投資額の両方に上限を設定 （年間投資額の内でも累計投資額上限を超える投資は不可）		
	年間上限	40万円	120万円	80万円	120万円 240万円	
	生涯上限	実質800万円 （40万円×20年）	実質600万円 （120万円×5年）	実質400万円 （80万円×5年）	1,800万円 1,800万円の 内枠で1,200万円	
	売却した場合の扱い	・年間非課税枠は復活しない （累計非課税枠も実質復活しない）			・年間非課税枠は復活しない ・累計非課税枠は復活する	
払出制限	なし		あり	なし		

（注）整理銘柄・監理銘柄および信託期間20年未満の投信、レバレッジ投信、毎月分配型投信については対象から除外される。
（出所）法令等をもとに大和総研作成

渡しても譲渡益非課税となります。非課税期間が無期限化するため、ロールオーバーという制度はなくなります。

もともと、2023年投資分までの現行NISAで購入した商品の非課税保有期間は従来通りの5年間または20年間のままとりました。この期間が満了した後は、課税口座に移管され、新しいNISAにロールオーバーすることはできないこととなりました。

②年間投資上限の枠拡大と一般・つみたての併用により、投資の柔軟性は大幅に増します。現行NISAは、つみたてNISAか、一般NISAかのいずれかの選択制で、年間限度額は、多い方の一般NISAでも年120万円に留まります。

新しいNISAは、現行のつみたてNISAの機能をもつ「つみたて投資枠」と、現在の一般NISAを踏襲する「成長投資枠」の2本建てとなり、年間限度額は、つみたて投資枠が120万円、成長投資枠は240万円となります。つみたて投資枠と成長投資枠は併用可能で、合計で年360万円まで投資可能となります。

③生涯保有限度額の設定は、非課税保有期間の無期限化を受け、累計投資額が青天井となり富裕層優遇となることがないよう、一定の歯止めを設けるものです。生涯保有限度額とは、NISAで保有する簿価残高につき、生涯にわたり、NISA制度全体（つみたて投資枠と成長投資枠の合計）で1,800万円、成長投資枠はNISA制度全体の枠として

1,200万円の上限を設けるものです。

生涯保有限度額は個人単位で認められますので、夫婦2人であれば合計で3,600万円まで運用益非課税で株式や投資信託などに投資できることとなります。

生涯保有限度額は簿価残高により判定するため、時価が値上がりしても売却・払出しをする必要はありません。また、保有する商品を売却すれば、その分だけ簿価残高は減少し、枠の再利用が可能となります。したがって、生涯のうちにライフイベントに応じて積立や取り崩しを繰り返しながら利用することができます。

④投資対象の制約は、現行の一般NISAにあたる「成長投資枠」にも、長期投資の視点から商品に一定の制約を設けるものです。現行の一般NISAは、上場株式やETF、公募株式投信であれば、銘柄の特性や商品性にかかわらず投資対象となっています。しかし、新しいNISAでは上場銘柄については整理・監理銘柄が除外され、ETFや公募株式投信は、①信託期間が無期限または20年以上、②ヘッジ目的以外でデリバティブを用いない、③決算期間が1カ月以下でない、の3点の条件をいずれも満たす商品に限定されます。

この①～③の条件は、つみたてNISA（改正後は、つみたて投資枠）の商品の条件の一部となっているため、つみたてNISAの商品は成長投資枠の条件も満たします。

2024年以後の新しいNISAは、毎月分配型投信、ブルベ

ア型投信などは対象外となり、テーマ型投信についても20年以上の長期投資が想定できる投資テーマに基づくものに絞られることとなります。

2024年に金融経済教育推進機構を設置

NISAは分かりやすく使いやすい制度に改正されますが、投資未経験者が投資に踏み出せるようにするためには、これに加えて、投資未経験者の知識不足の解消や不安の払拭も必要となります。

このため、プランでは、「消費者の知識不足を補完し、他方で、消費者が信頼をすることができる中立的なアドバイザーが求められている」(プランp.9)として、消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みを創設することとしました。

これを受け、2023年度の金融商品取引法等の改正法案には、金融経済教育推進機構の設置が盛り込まれました(2023年の通常国会では成立せず、継続審議となっています)。金融経済教育推進機構では、金融経済教育の教材・コンテンツの作成、学校や企業等への講座の展開、個人に対する個別相談などを行う予定です。

なお、プランではこれに加えて、金融経済教育推進機構が「中立的なアドバイザーの認定」を行い、「アドバイザーが継続的に質の高いサービスを提供できるようにするための支援を行う」(以上、プランp.9)こととされていましたが、これは2023年度の金融商品取引法等の改正法案には盛り込まれていません。

金融庁に設置された金融審議会市場制度ワーキンググループでは、アドバイスの対象が特定の金融事業者や金融商品に偏らないアドバイザーを「中立的なアドバイザー」とし、アドバイザーが金融商品の販売を行う金融事業を兼業しているかどうか、顧客からのみ報酬を得ているかどうかといった点を考慮することで中立性を判断することを提言しています。一方で、中立性に係る要件を厳しくして、販売会社との兼任を不可とし、報酬は顧客からのみ受領可能などしたり、助言範囲を限定したりすると、収益性が見込みがたく、担い手の確保が困難との指摘もされています。今後、これらの指摘も踏まえて「中立的なアドバイザー」の要件が定まるものと考えられます。

職域での資産形成の強化は今後の課題

現在でも、財形貯蓄制度、従業員持株会制度、企業型確定拠出年金、iDeCo+ (イデコプラス・中小事業主掛金納付制度)、職場つみたてNISAなどを通じて従業員の資産形成を支援している企業もあります。

プランでは、これらの取り組みをより普及させるために、「従業員が職場つみたてNISAや従業員持株会に投資する際の企業の奨励金について、課税に関する取扱いを検討する」(プランp.10)ことや、「中小企業において職場つみたてNISAや企業型確定拠出年金、iDeCoが広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う」(プランp.11)方針を掲げました。

もっとも、2023年度税制改正で措置されたのは職場つみたてNISA等の奨励金が賃上げ税制(法人税の税制優遇措置)における賃金に含まれることが明確化されたのみです。奨励金の所得税非課税化や、中小企業における職場つみたてNISA等の導入時補助金の支給などは今後の課題となっています。

企業年金関係者も含め最善利益義務を規定

プランでは、「家計の資産形成を支えるように、顧客・受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ(インベストメント・チェーン)の各参加者が期待される機能を十二分に発揮する」ため、「金融事業者や企業年金制度等の運営に携わる者について、横断的に、顧客等の利益を第一に考えた立場からの取組の定着や底上げが図られるよう、必要な取組を促すための環境整備を行う」(プランp.16)方針を示しました。

これを受け、2023年度の金融商品取引法等の改正法案では、金融サービス提供法に、顧客や年金加入者の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべきである旨の義務(最善利益義務)を、金融事業者や企業年金等関係者に対して横断的に規定しました。DCプランナーが企業年金制度を設計し、企業年金における運用商品を選定する際にも、年金加入者の最善の利益を勘案することが求められます。

このほか、市場制度ワーキンググループでは、販売会社やアドバイザーにおける利益相反の可能性と手数料等につい

て顧客に適切に情報提供されること、運用会社において(中間顧客たる販売会社ではなく)最終顧客に適合する商品が提供されるようプロダクトガバナンスを強化することなどを目的に「顧客本位の業務運営の原則」の改訂や法令の見直しを検討しています。

DCの制度改革は2024年財政検証を踏まえて実施

プランに掲げられたiDeCo制度の改革については、当面の政府目標であるNISAの口座数や総買付額の増加に直接効果を及ぼすものではありません。しかし、iDeCoの加入者数の増加は中長期の目標である資産所得や家計金融資産の増加にもつながるものであり、iDeCo加入を通じて投資未経験者が投資の知識や経験を得れば、NISAも利用しやすくなるという相乗効果も期待されます。

プランが掲げたiDeCo制度改革の具体的な内容は、①加入可能年齢の引き上げ、②拠出限度額の引き上げ、③受給開始年齢の上限の引き上げの3つです。

①*iDeCo*の加入可能年齢は2022年4月までは一律で60歳未満となっていましたが、2022年5月からは、60歳以上65歳未満の厚生年金被保険者および国民年金の任意加入被保険者も*iDeCo*に加入できることとなりました。しかしながら、*iDeCo*などの私的年金は公的年金の上乗せ給付であるという役割との位置づけから、公的年金に加入していないと*iDeCo*に加入できないという条件は残り、働き方等により*iDeCo*に加入できる期間に差が生じています。

これに対し、プランでは、「働き方改革によって、高年齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、*iDeCo*の加入可能年齢を70歳に引き上げる」方針を示したうえで、「2024年の公的年金の財政検証に併せて、所要の法制上の措置を講じる」(プランp.8)こととしました。

公的年金については、厚生労働省に設置された社会保障審議会年金部会において2024年の財政検証に向けて、国民年金の保険料拠出期間を現行の20歳以上60歳未満の40年間から、20歳以上65歳未満の45年間に延長することが検討されています。

これと併せて、社会保障審議会企業年金・個人年金部会では*iDeCo*の加入可能年齢を一律に70歳まで引き上げるとともに、公的年金との関係性につき整備するための審議

が進められています。

②*iDeCo*の拠出限度額は、現在、国民年金第1号被保険者(自営業者等)は月額6.8万円、第2号被保険者(会社員・公務員等)のうち企業年金ありの人は月額1.2～2.0万円、企業年金なしの人は2.3万円、第3号被保険者(専業主婦(夫))は月額2.3万円となっています。

現状の*iDeCo*の拠出限度額の差は、公的年金や企業年金に*iDeCo*も合わせてトータルで必要な老後の保障を得られるようにするために、公的年金や企業年金の保障が少ない人ほど*iDeCo*の拠出限度額をより多く設定するという考え方に基づいています。しかしながら、単に加入する制度の種別のみで*iDeCo*の拠出限度額を決める仕組みであり、実際の公的年金や企業年金の掛金(保険料)と*iDeCo*の拠出限度額がリンクしているわけではありません。

この点につき、2024年12月からは、第2号被保険者で企業年金ありの人につき、*iDeCo*の拠出限度額が月5.5万円から企業型DC・DBの掛金相当額を控除した金額(ただし、月2.0万円が上限)に統一され、一部改善されます。しかし、働き方によって、*iDeCo*の制度利用機会に差がある状況は残ります。

政府の税制調査会では、企業年金・私的年金の制度につき、働き方の違い等によって有利・不利が生じないように企業年金・個人年金等に関する税制上の取り扱いについて検討しており、プランでは*iDeCo*の拠出限度額の引き上げについて「2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る」(プランp.8)としています。

③*iDeCo*の受給開始年齢は、従来、公的年金と同じく60歳以上70歳未満でしたが、2022年4月から、公的年金とともに60歳以上75歳未満へと上限を拡大しました。

プランでは、*iDeCo*の加入可能年齢を70歳まで引き上げるのであれば、掛金の拠出と運用を行う期間を一定期間確保することが必要だという観点から、*iDeCo*の受給開始年齢の引き上げについても「2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得る」(プランp.8)としており、社会保障審議会企業年金・個人年金部会で具体的な検討が進められています。

<参考>資産所得倍増プラン

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/dabiplan2022.pdf